

長官に通達して、産報運動の強化擴充を計り、産報聯合會の設置を勸奨した。この結果聯盟は全く無力となり同年十二月協調會から絶縁、翌昭和十五年近衛内閣を中心として新体制運動が起るに及び、同年十二月政府は聯盟と接收して新たに「大日本産業報國會」を創設して國家の労働統制下に置き、戦争協力機関としたのであった。

第二項 産報原理の根源

時局對策委員會が決議された産報原理、即ち労働關係指導精神を「労働一体事業一家」と規正し、「勤勞は單に自己の生涯のためだけの計なされるのではなく、皇國の興隆に貢献せんがためになされるのである」という理念

は、その實同委員會で創始されたものではなく、次のよ

うな世界史の産物である。

一、昭和元年（一九二六年）フアツミスト、イタリヤ労働憲章第二條は「労働は社會的義務なり、よつて國家により保護せらる」と法定した。

二、昭和九年（一九三四年）ナチス、ドイツ國民労働統制法第一條は「事業主及び労働者はその經營の目的促進並に國民及び國家の共同利害のために働くものとす」と、全体主義的觀念を強出してゐる。

三、日本の労働關係が世界の政治、經濟、文化などの影響をうけたことは勿論であるが、「労働一体」思想は、早し北米が國に移された。現に昭和十年八月總同盟の